

2011年5月30日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第169号)

国家外貨管理局、貿易金融登記に係る規制緩和措置を発表
～前払登記の基礎比率を50%に引き上げ、延払の期限超過登記に係る認可は取消へ～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年5月23日付で、『一部の資本項目に係る外貨業務の審査権限および管理措置の取消・調整についての通達』(匯発[2011]20号、以下、『20号通達』という)を公布しました。『20号通達』では国家外貨管理局が2008年から導入している貿易金融登記管理につき、延払登記・前払登記における一部の手続を取り消したほか、前払代金の基礎比率を現在の30%から50%に引き上げるなど、規制緩和を実施。『20号通達』は2011年6月1日より施行されます。『20号通達』のポイントにつきましては、以下をご参照ください。

□ **延払の期限超過登記に係る認可の取消**

国家外貨管理局は2008年に貿易金融登記管理システム(以下、「システム」という)を導入した後、企業の通関申告書の税関発行日から90日を超える(90日を含まない)延払につき、システム上での登記手続を義務付けていました。また企業が税関発行日の120日以降(120日を含む)に延払の引出登記手続を行った場合には、外貨管理局で「延払の期限超過登記」の認可に係る手続が必要でした(『貿易金融登記管理システム(延払部分)オペレーションガイドライン』(匯総発[2008]157号)第13-14条参照)。

『20号通達』第1条では、この税関発行日の120日以降の「延払の期限超過登記」に係る手続につき、「所在地の外貨管理局で期限超過登記に係る認可手続を行う必要はなく、貿易金融登記管理システムは今後、それに対して特殊な赤色の標記処理を実施しない」と規定。従来は外貨管理局での認可が必要であった「延払の期限超過登記」に係る手続を撤廃し、延払登記手続の簡素化を図っています。この措置により、企業は税関発行日から90日を超える延払につき、限度額以内であれば、税関発行日の120日以降でもシステム上で延払登記手続を行うのみで対外支払が可能となります。

【図表1】 延払の期限超過登記に係る手続

従前	『20号通達』
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業が輸入通関申告書の税関発行日より120日(120日を含む)後に、延払の引出登記を行う場合、当該延払はシステム上で「確認が未済の延払」あるいは「確認済みの延払」リストに赤字で表示。 ✓ 企業は外貨管理局に対して関連書類を提出の上、延払の期限超過登記の認可に係る手続が必要。 ✓ 外貨管理局の認定・同意後、システム上で当該延払は黒字で表示され、当該延払に対する対外支払が実施可能に。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>所在地の外貨管理局で期限超過登記に係る認可手続を行う必要なし。</u> ✓ <u>貿易金融登記管理システムは期限超過の延払に対して特殊な赤色の標記処理を実施しない。</u>

□ 前払代金の払戻に係る認可手続の取消

従来、企業が貨物貿易に係る前払代金を支払った後に払戻が発生した場合、外貨管理局での認可が必要とされてきました(『貿易金融登記管理システム(前払部分)オペレーションガイドライン』(匯総発[2008]174号)第14条参照)。

当該手続につき、『20号通達』第2条では「企業の前払代金に払戻が発生した場合、直接、貿易金融登記管理システムにログインし、抹消手続を行い、かつ経常項目の外貨管理の関連規定に基づき、払戻資金の入金等に係る手続を行うことができる」と規定し、外貨管理局での認可手続を取り消しています。

□ 前払登記の基礎比率引き上げ

『20号通達』第5条では「貿易金融に係る前払代金の基礎比率を30%から50%に引き上げる」と規定し、前払の支払可能額を決定する基礎比率を引き上げることにより、企業の対外債権に係る規制緩和を図っています。

今回の措置により、貿易金融登記に係る基礎比率および限度額管理は、図表2のようになります。

【図表2】貿易金融登記管理

登記手続		基礎比率	限度額
対外債務 登記手続	前受金登記	20%	直近12ヶ月の輸出受取外貨額×規制比率 ¹ －登記残高 ²
	延払登記		直近12ヶ月の輸入対外支払額×規制比率 ¹ －登記残高 ²
対外債権 登記手続	前払登記	50%	直近12ヶ月の輸入対外支払額×規制比率 ¹ －登記残高 ²
	ユーザンス回収登記	未設定。債権登記済であるユーザンス回収は、システム上で全額確認	

注1 規制比率＝基礎比率＋調整比率。基礎比率は国家外貨管理局が、貿易金融登記管理システムで登記手続を行った企業に対して統一的に設定。調整比率は外貨管理局が、管轄地域内の具体的な企業の生産・経営における必要性、所属する業界の特徴、貿易決済慣例等の要因に基づき、システム上で、当該企業に対して、単独に設定。

注2 「登記残高」とは、「確認済の引出(決済)登記金額－確認済の抹消登記金額」のことを指す。

注3 5万米ドル相当以下(5万米ドル相当を含む)の前受金、延払、前払は、限度額管理に組み入れない。

国家外貨管理局が貿易金融登記管理に係る調整を実施するのは、今年に入り2度目。前回は貿易金融登記管理における「前受金」および「延払」の基礎比率をそれぞれ30%から20%に引き下げ、対外債務管理の強化を図っていました(『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』第3条参照)。

『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』(匯発[2011]11号)

- 前受金および90日以上¹の延払に係る基礎比率の引き下げ。企業の貨物貿易に係る前受金もしくは90日以上¹の延払の基礎比率を、それぞれ直近12ヶ月の輸出受取外貨もしくは輸入対外支払総額の20%とする。

『20号通達』では延払の期限超過登記に係る手続の撤廃や、前払登記の基礎比率の引き上げといった措置により、中国国内の外貨資金の海外への流出を促す内容となっています。

こうした措置の背景には、ホットマネーと呼ばれる投機資金の流入を防ぐとともに、中国国内に滞留している資金の流出を増やし、過剰流動性の緩和を図りたいという、中国金融当局の狙いがあるのではないかと指摘する声もあります。

貿易金融登記管理に関する政策措置は、2008年7月の実施以降、国内外の経済情勢にあわせ、流動的な措置が採られています。今後もホットマネーの流入防止やマクロ要因により、新たな措置が実施される可能性があるため、引き続き関連当局の動向を注視していく必要があります。

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および6ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

【図表3】 貿易金融登記管理に係る規制変化

08年12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前受金・延払登記の基礎比率を10%から25%に引き上げ ✓ 3万米ドル相当以下の前受金・延払を規制対象外に
09年4月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 延払登記管理を「年間累計発生額管理」から「残高管理」に変更 ✓ 3万米ドル相当以下の前払を規制対象外に
09年6月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前受金・延払登記の基礎比率を25%から30%に引き上げ
09年9月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 5万米ドル相当以下の前受金・延払・前払を規制対象外に ✓ 前払登記の基礎比率を10%から30%に引き上げ
11年4月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前受金・延払登記の基礎比率を30%から20%に引き下げ
11年6月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 延払の期限超過登記に係る手続を撤廃 ✓ 前払代金の払戻に係る認可手続の取消 ✓ 前払の基礎比率を30%から50%に引き上げ

国家外貨管理局

匯発[2011]20号

『一部の資本項目に係る外貨業務の審査権限および管理措置の取消・調整についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

行政許可項目をさらに減少させ、貿易・投資の利便化を促進し、人民元建て資本取引自由化の過程を着実に推進するため、『中華人民共和国行政許可法』、『中華人民共和国外貨管理条例』および関連する外貨管理規定に基づき、国家外貨管理局(以下、「総局」という)は一部の資本項目に係る外貨業務の審査権限の取消および調整を行い、かつ一部の貿易金融管理措置を調整することを決定した。ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 貿易金融登記管理における延払の期限超過登記に係る認可の取消

企業が輸入通関申告書の発行日(签发日)の120日(120日を含む)以降に延払引出登記手続を行う場合、所在地の外貨管理局で期限超過登記に係る認可手続を行う必要はなく、貿易金融登記管理システムは今後、それに対して特殊な赤色の標記処理を実施しない。

『国家外貨管理局行政許可項目表』(匯発[2010]43号、以下、『行政許可項目表』という)第12. 9項の「国内企業の輸入延払基礎比率、延払限度額および延払期限超過登記に係る認可」のうち、国内企業の輸入延払期限超過登記に関連する内容は失効し、第12. 9項の名称を「国内企業の輸入延払基礎比率、延払限度額に係る認可」に変更する。

2. 貿易金融登記管理における前払代金の払戻に係る認可の取消

企業の前払代金に払戻が発生した場合、直接、貿易金融登記管理システムにログインし、抹消手続を行い、かつ経常項目の外貨管理の関連規定に基づき、払戻資金の入金等に係る手続を行うことができる。

『行政許可項目表』第20. 5項の「企業の輸入前払代金の払戻に係る認可」は失効する。

3. 国外上場会社の国有株式売却所得に係る外貨資金の全国社会保険基金への振替についての届出の取消

国外上場会社の国有株式売却所得に係る外貨資金の全国社会保険基金への振替は、外貨指定銀行に授権し、直接取り扱わせる。国内会社は国有株式売却所得資金の上納に係る状況説明書および関連する真実性

に係る証明書等の資料を持参して、国内株式専用口座開設銀行で外貨資金の財政部専用外貨口座への振替を申請することができる(関連する業務オペレーション規程は添付資料を参照のこと)。

『行政許可項目表』第23.7項の「国外上場会社の国有株式売却所得に係る外貨資金の全国社会保険基金への振替についての届出」は失効する。

4. 一部の融資性対外保証残高指標査定業務に係る審査権限の総局から分局、外貨管理部への委譲

国家外貨管理局各分局・外貨管理部(以下、「各分局」という)に授権し、現行の対外保証管理規定に基づき、管轄内に登録している外貨指定銀行(総局が指標の査定を行うと明確に規定している場合を除く)に係る融資性対外保証残高指標の査定を実施させ、併せて指標査定状況につき総局に対して個別に報告・届出を行わせる。各分局は四半期ごとに総局に対して管轄内の保証人による対外保証残高指標執行状況について報告・届出を行わなければならない。

5. 貿易金融に係る前払代金の基礎比率を30%から50%に引き上げる。

以上の審査権限および貿易金融管理措置の取消もしくは調整を行った後、各分局・外貨指定銀行は相応する内部統制管理制度を改善し、人員研修を強化し、厳格に執行しなければならない。各分局は事後監督管理および検査確認に力を入れ、統計モニタリングをより一層強化しなければならない。

本通達は2011年6月1日より実施する。各分局は速やかに本通達を管轄内の中心支局・支局および管轄内の銀行に転送しなければならない。各中国資本銀行は速やかに本通達を拠点機構に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司まで報告すること。

連絡先 : 010-68402250

以上

2011年5月23日

添付文書1 : 外貨指定銀行の関連業務オペレーション規程(略)

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局
汇发[2011]20号

《关于取消和调整部分资本项目外汇业务审核权限及管理措施的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为进一步减少行政许可项目，促进贸易投资便利化，稳步推动人民币资本项目可兑换进程，根据《中华人民共和国行政许可法》、《中华人民共和国外汇管理条例》及相关外汇管理规定，国家外汇管理局（以下简称总局）决定取消和调整部分资本项目外汇业务审核权限，并调整部分贸易信贷管理措施。现就有关问题通知如下：

一、取消贸易信贷登记管理中的延期付款超期限登记核准

企业在进口报关单海关签发日期 120 天（含）后办理延期付款提款登记的，无需到所在地外汇局办理超期限登记核准手续，贸易信贷登记管理系统不再对其进行特殊的红色标记处理。

《国家外汇管理局行政许可项目表》（汇发[2010]43 号，以下简称《行政许可项目表》）第 12.9 项“境内企业进口延期付款基础比例、延期付款额度及延期付款超期限登记核准”中境内企业进口延期付款超期限登记相关内容失效，第 12.9 项名称变更为“境内企业进口延期付款基础比例、延期付款额度核准”。

二、取消贸易信贷登记管理中的预付货款退汇核准

企业预付货款发生退汇的，可直接登录贸易信贷登记管理系统办理注销手续，并按经常项目外汇管理相关规定办理退汇资金的入账等手续。

《行政许可项目表》第 20.5 项“企业进口预付货款退汇核准”失效。

三、取消减持境外上市公司国有股份所得外汇资金划转至全国社保基金备案

减持境外上市公司国有股份所得外汇资金划转至全国社保基金，授权外汇指定银行直接办理。境内公司可持关于上缴国有股减持所得资金的情况说明及相关真实性证明等材料，向其境内股票专用账户开户行申请将外汇资金划转至财政部专用外汇账户（相关业务操作规程详见附件）。

《行政许可项目表》第 23.7 项“减持境外上市公司国有股份所得外汇资金划转至全国社保基金备案”失效。

四. 部分融资性对外担保余额指标核定业务审核权限由总局下放至分局、外汇管理部

授权国家外汇管理局各分局、外汇管理部（以下简称各分局）按照现行对外担保管理规定，为辖内注册的外汇指定银行（明确规定由总局核定指标的除外）核定融资性对外担保余额指标，并将指标核定情况逐笔向总局报备。各分局应按季度向总局报送辖内担保人对外担保余额指标执行情况。

五. 将贸易信贷项下预付货款基础比例从 30%提高到 50%。

以上审核权限和贸易信贷管理措施取消或调整后，各分局、外汇指定银行应完善相应的内控管理制度，加强人员培训，严格执行。各分局应加大事后监督和核查力度，进一步加强统计监测。

本通知自 2011 年 6 月 1 日起实施。请各分局尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

联系电话：010-68402250。

特此通知。

二〇一一年五月二十三日

附件一：外汇指定银行办理相关业务操作规程

附件：

外汇指定银行办理相关业务操作规程
外汇指定银行办理减持境外上市公司国有股份所得外汇资金
划转全国社保基金相关业务操作规程

法规依据	<ol style="list-style-type: none"> 1. 《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令 2008 年第 532 号） 2. 《减持国有股筹集社会保障资金管理暂行办法》（国发[2001]22 号） 3. 《国家外汇管理局、中国证监会关于进一步完善境外上市外汇管理有关问题的通知》（汇发[2002]77 号） 4. 《国家外汇管理局关于完善境外上市外汇管理有关问题的通知》（汇发[2003]108 号） 5. 《国家外汇管理局关于境外减持外汇收入上缴全国社会保障基金有关问题的通知》（汇发[2004]64 号） 6. 《国家外汇管理局关于境外上市外汇管理有关问题的通知》（汇发[2005]6 号） 7. 《国家外汇管理局关于下放部分资本项目外汇业务审批权限有关问题的通知》（汇发[2005]63 号） 8. 其他相关法规
审核材料	<p>书面申请（应明确股票减持应得资金的测算说明和应缴、拟缴外汇资金数量）；</p> <p>盖有境外上市外资股公司或境外中资控股上市公司的境内股权持有单位所在地外汇局业务印章的《境外上市外资股公司境外上市股票外汇登记表》或《境外中资控股上市公司境外上市股票外汇登记表》。</p>
审核原则	由境外上市外资股公司或境外中资控股上市公司的境内股权持有单位在资金调回境内后 10 个工作日内提出书面申请。
审核要素	审核材料的规范性、齐备性及材料之间的一致性。
授权范围	境外上市公司境内股票专用外汇账户开户行或境外中资控股上市公司的境内股权持有单位外汇账户开户行直接办理。
注意事项	<p>减持资金直接以外汇原币划转。</p> <p>划转资金应直接进入财政部在国内银行开立的专用外汇账户内。港元账户：户名：财政部；开户银行：中信银行总行营业部；账号：7111011383100000182。</p> <p>美元账户：户名：财政部；开户银行：中信银行总行营业部；账号：7111011483300001971。</p>

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。